**新型コロナウイルス感染症関連事業者向け支援情報**

**大崎市新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金を支給します**

問い合わせ 産業商工課新産業推進担当　電話23-7091

県の営業時間短縮要請に協力した飲食店などの事業者に対し、協力金を支給します。

■申請方法　産業商工課（市役所東庁舎2階）、各総合支所地域振興課で配布、または市ウェブサイトからダウンロードした申請書に必要事項を記入し、産業商工課（989-6188古川七日町1番1号）に郵送（当日消印有効）

※協力要請の期間に応じて、3つの協力金の受け付けをします。制度の詳細や、申請書の記入方法については、「申請の手引き」（申請書と一緒に配布または市ウェブサイトからダウンロード）を確認してください。

❶8月20日要請分（協力要請期間：8月20日(金)午後8時～8月27日(金)午前0時）

■申請受付期間　9月13日（月）～11月12日(金)

■支給額・算定方法　売上高方式または売上高減少方式いずれかを選択

【売上高方式】

|  |  |
| --- | --- |
| 前年度または前々年度の一日当たりの売上高 | 支給額 |
| 83,333円以下 | 17万5千円 |
| 83,334円～25万円 | 一日当たりの売上高の3割×7日 |
| 250,001円以上 | 52万5千円 |

【売上高減少方式】

支給額＝｛（前年度または前々年度の1日当たりの売上高）－（今年度の一日当たりの売上高）｝×4割×7日

※上限額は140万円です。

❷8月27日要請分（協力要請期間：8月27日(金)午前0時～9月13日（月）午前5時）

■申請受付期間　9月13日（月）～11月30日（火）

■支給額・算定方法　売上高方式または売上高減少方式いずれかを選択

【売上高方式】

|  |  |
| --- | --- |
| 前年度または前々年度の一日当たりの売上高 | 支給額 |
| 10万円以下 | 68万円 |
| 100,001円～25万円 | 一日当たりの売上高の4割×17日 |
| 250,001円以上 | 170万円 |

【売上高減少方式】

支給額＝｛（前年度または前々年度の1日当たりの売上高）－（今年度の一日当たりの売上高）｝×4割×17日

※上限額は340万円です。

❸9月13日要請分（協力要請期間：9月13日（月）午後8時～10月1日（月）午前5時）

■申請受付期間　10月1日(金)～11月30日（火）

■支給額・算定方法　売上高方式または売上高減少方式いずれかを選択

【売上高方式】

|  |  |
| --- | --- |
| 前年度または前々年度の一日当たりの売上高 | 支給額 |
| 83,333円以下 | 45万円 |
| 83,334円～25万円 | 一日当たりの売上高の3割×18日 |
| 250,001円以上 | 135万円 |

【売上高減少方式】

支給額＝｛（前年度または前々年度の1日当たりの売上高）－（今年度の一日当たりの売上高）｝×4割×18日

※上限額は360万円です。

**中小企業者・小規模企業者等事業継続支援金を支給します**

新型コロナウイルス感染症の影響により、事業収入が20％以上減少している事業者に支援金を支給します。事業者は、産業商工課または各総合支所地域振興課で配布している申請の手引きや市ウェブサイトを確認してください。

■支給額　一事業者当たり法人40万円、個人事業主20万円

■対象業種　情報通信業、運輸業、卸売業・小売業、保険業、物品賃貸業、専門・技術サービス業、宿泊業、飲食サービス業、生活関連サービス業、教育・学習支援業、サービス業（他に分類されないもの）、建設業、製造業、不動産管理業

■申請方法　産業商工課（市役所東庁舎2階）で配布、または市ウェブサイトからダウンロードした申請書に必要事項を記入し、令和4年1月31日（月）までに産業商工課（989-6188古川七日町1番1号）に郵送（当日消印有効）